

# 院内掲示が義務付けられている手術件数

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術の実施件数

(実施期間：2024年1月1日～2024年12月31日)

(1)区分1に分類される手術

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

(2)区分2に分類される手術

手術の件数

ア	靭帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術等	0
カ	肝切除術等	2
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

(3)区分3に分類される手術

手術の件数

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種肢体腎臓移植術等	0

(4)区分4に分類される手術

手術の件数

	腹腔鏡下及び胸腔鏡下手術	80
--	--------------	----

(5)その他の区分に分類される手術

手術の件数

ア	人工関節置換術	9
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び対外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除及び経皮的冠動脈ステント留置術	0